

第6回 建設業審議会 議事録

日 時：平成20年9月17日（水）

13：30～15：30

場 所：福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

1 出席者

（学識経験を有する者）

No.	所 属	役職名等	氏 名	備 考
1	福島工業高等専門学校	准教授	芥川 一則	会長代理
2	福島県産業振興センター	相談員	景山 耕造	
3	福島学院大学	講師	小松 由美	
4	福島県司法書士会	理事	齋藤 玲子	
5	福島大学	理事・副学長	中井 勝己	会長
6	中小企業診断協会福島県支部	支部長	藤田 一巳	
7	福島大学	准教授	藤本 典嗣	（欠席）

（建設工事の需要者）

No.	所 属	役職名等	氏 名	備 考
1	福島県婦人団体連合会	会長	齋藤 幸子	
2	三島町	町長	齋藤 茂樹	（欠席）
3	J A福島女性部協議会	会長	中井 秀子	（欠席）
4	福島商工会議所	専務理事	山田 義夫	（欠席）

（建設業者）

No.	所 属	役職名等	氏 名	備 考
1	福島県総合設備協会	会長	大槻 賢彌	
2	福島県建設産業団体連合会	会長	三瓶 英才	（欠席）
3	福浜大一建設（株）三春支社	支社長	白岩 良子	（欠席）
4	福島県建設業協会青年部	会長理事	渡部 寛規	（欠席）

2 議事録

石橋主幹

ただいまから、第6回建設業審議会を開催します。
 まず、本日の委員の出欠についてご報告いたします。
 本日は、委員15名の内、8名の皆様にご出席頂いており、本審議会は有効で成立しております。
 なお、本日の会議は、省エネルギーによる地球温暖化防止の観点から軽装での開催とさせて頂きましたので、御了承いただきたいと思います。
 それでは、議事に移ります。

福島県建設業審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。

中井会長よろしくお願ひいたします。

中井会長

それではみなさんこんにちは。

審議会も、今日で6回目を迎えることとなりました。

秋のお忙しい時期にお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

本日のメインの議題は、答申素案の検討ということで、受けさせて頂いております。

どうか、活発なご意見をよろしくお願ひいたします。

それでは議事の方を進めさせて頂きます。

まず、本日の議事録署名人を選出いたします。

特にご提案がなければ、私からご提案させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事録署名人は、斎藤玲子委員と藤田委員のお二人にお願ひいたします。

これまで、県内の建設産業の振興に関して「建設業の担うべき役割」「建設企業の経営強化」「魅力ある建設産業の創出」「行政の果たすべき役割」の4つの項目を中心に今後の県内建設業のあり方について審議してきたところでございまして、前回は、中間とりまとめについて審議頂いたところです。

今回は、中間とりまとめに対して、広く県民のみなさんからパブリックコメントを募集いたしまして、ご意見をいただきまいりましたので、パブリックコメントを十分検討した上で、事務局がとりまとめを行いまして、本日、お手元の資料に基づきまして、答申素案の説明をいただくことにしております。

なお、答申素案をご覧いただきたいのですが、全体の作りは、前段が答申素案でとりまとめておりますが、16ページ以降のところを前回のとりまとめと構成を変えさせて頂きました。「参考意見」というタイトルで、答申以外の部分での審議会の意見という形で、とりまとめている箇所がございます。

実は、この部分は、この委員会の中でのご意見でもかなり大きな論点になったところでございまして、審議の中身でいいますと、「価格と品質、技術と経営による業者選定の促進」「地域の実情等に応じた入札制度の見直し」等についての多くの議論がなされたところでございます。ただ、冒頭にも申し上げましたし、本審議会の知事からの諮問事項は、冒頭の4つの論点について答申を求められているところでもありますので、只今申しました入札に関連する諸々の点につきましては、本審議会といたしましては、ここにあげました「参考意見」というような形で取扱いをさせて頂きたいと考えているところでございます。

まず、最初にこれまでの意見の取扱いについての御了承をいただきたいと思っております。

それでは、全体の作りの変更点につきまして、事前にご説明させて頂きまして、具体的に答申素案の部分につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

相原主任

(資料説明)

中井会長

ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思いますが、冊子全体を通してご意見を伺いたいと思います。

まず、答申素案の部分ですが、ページ数が多いものですから、ページを区切って、ご質問ご意見をお受けしたいと思います。

まず、「はじめに」の部分と、5ページまでのところでお受けいたします。

なお、今日の審議会の資料の最後のところで、これまでの検討経緯について説明文がありますが、今日の素案について委員会でご意見をいただいた上、10月に答申の最終確認ということで第7回の建設業審議会を予定しております。そういう意味で、もう1回、会議の場はあるのですが、できれば次回は文面についての最終確認的な会議にしたいと考えておりますので、中間案からすでに修正を加えているところではありますが、できれば大きな修正については、今日の会議で議論としては出し尽くしておきたいと考えておりますので、是非、答申素案について、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、2ページから5ページのところで、ご意見ございますでしょうか。

景山委員

その前に全体的な構成について、よろしいでしょうか。

中間とりまとめと今回の答申素案の違いなんですけど、先ほど参考意見にするといった説明がありましたが、それで会長が承諾されたということでおそらく終わってしまったのですが、私としては、それはちょっとおかしいのではないかと思います。

やはりこれは、審議会で私たちが話し合ったことなので、皆の了解を得て、そちらに移行するなりといった手順が必要だと思います。ましてや、中間とりまとめの16ページの「公共工事受注環境の問題点」にあったアからコまでですが、これは、委員の皆様が行政に対するお願いということで述べられた部分だと思います。これがいつの間にか削除されておりますが、そういった説明はありませんでした。

それから、今回の参考意見となったところ、これは確かに入札制度改革はどうなんだという問題はあるにせよ、これも行政側がちゃんとやって欲しいという、つまりは要望であって、参考意見にするというのは、私は全然違うと思います。

むしろ、こういう意見がありましたということで、答申に織り込んで、やっぱり行政側もこういうふうに言われているのだから、ちゃんとやろうよということで取り組まなければ、全然問題解決にならないと思います。

私は、この答申素案を一回読みまして非常に落胆したのは、思いが全然入っていないんです。例えば、知事に読んで頂いたって、言葉的には非常にうまくまとめられていますが、熱いものが全然感じられない。私たちは、こんなものを作るために

やってきたのではないと思います。もう少し中間のとりまとめに沿った形で、もう一度、考えて頂きたいと思います。

中井会長

私、冒頭のところで、ご説明したのですが、十分、意を尽くせていなかったのかもしれない。本来、この審議会に付託されている項目は4つあるということで、これは皆様方もご了解頂いていることだと思うのですが、特に項目で言いますと4つ目の「行政の果たすべき役割」で、中間とりまとめでいいますとそここのところに、景山委員が言われたように、今回参考意見として扱った内容が織り込まれていたわけですね。

景山委員

それは違います。
その部分については、完全に削除されているということです。

中井会長

そこは、私も誤解しているのかもしれませんが、事務局よりご説明があればお願いいたします。

相原主任

事務局からご説明させていただきます。
只今、景山委員からお話がありましたように、中間とりまとめにおきまして、「公共工事受注環境の問題点」ということで記載をさせていただきました。それと併せて、中間とりまとめにおきましては、一番最後になりますが、「(5) 受注環境整備のために」ということで、今回、参考意見として取り扱いました部分につきましても記載をさせていただきました。
この過程を申しますと、中間とりまとめの16ページから17ページに記載をさせていただきました「公共工事受注環境の問題点」と、それに対応する今後の方策として、中間とりまとめに出させていただきましたのが25、26ページの「(5) 受注環境整備のために」という部分が作られておりまして、2つ併せてしまいますと同じ事を2度記載するということになりますので、そういう意味で、実際には皆様から出された問題点、また問題点が出されたときにこういう事もしたらいいんじゃないかというような意見もいただいておりますので、こういうふうにしたらいいいという意見につきましては、「受注環境整備のために」ということでまとめさせていただきますので、そちらに掲載させていただいて、これを参考意見として出させていただきますというような次第でございます。

中井会長

今の意見に関しては、他の委員の方からも是非ご意見いただけるとありがたいと思いますが。

藤田委員

素案と対応表を照らし合わせますと、どのページをどこに持っていったかといった関係が非常に見えにくくて、一つ一つ丁寧にページをめくりながら併せて検証してみました。そうしますと先ほど景山委員がおっしゃったア～コが削除されたといった問題点については、一つは発注方式の見直しに載っております。そのほかに

については、同じような関係ということで、まとめて2項目になっておりました。そういうふうを受け取ったのですが、まとめておられたなあという感じを受けております。

細かな文言につきましては、「公共工事」を「公共事業」に統一したということですが、修正されていない部分もありますので、後で見てくださいと思います。

ついでですが、本文6ページの「(3) 建設企業の経営強化」ですが、⑤が挿入されたことによって、7ページの番号が1つずつずれると思いますので、ご訂正願います。

大槻委員

私も景山委員とまったく考えが同じなのですが、やっぱり参考意見として外しておくのではなく、せっかく皆で意見を集約したのですから、中に入れていただきたいと思います。

中井会長

私は最終案について事前に事務局と相談をしたのですが、確かに審議会の中では出た意見ではありますけれども、入札制度については、審議会の中でも別の県の検討組織があって、別途そちらで検討しているので、そこの兼ね合いをどうするかということが気になっておりました。

それで、今回、具体的には入札に関する部分については、県の別の検討組織があるので、当審議会としては、参考意見という形で県の方に提出してはどうかということで、今回そういう扱いにさせていただいたということがございます。

ただ、委員の皆様からすれば、その点を含めて、この審議会の委員の皆様のご意見ということであれば、お二人以外の委員のご意見もお伺いしたうえで、この参考意見の取扱いを再度検討する余地はあるのかなと思っておりますので、是非、他の委員の方のご意見をいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤田委員

先ほど、見つからなかったのですが、19ページの6番に(1)と(2)がありますが、この辺が削除された部分と関連するのかなと思っているのですが、その辺事務局よりご説明お願い申し上げます。

相原主任

19ページの「6 適正な契約締結について」ということで書いておりますが、これは中間とりまとめにおいては、記載はしておりませんでした。これは、パブリックコメントの中では、一つ一つの意見として入ってきたものではないのですが、こういう問題もあるであろうということで、その他の意見として入ってきたものでございます。そしてまた、これまでの審議会の議事録等を見ますと入札関係とはまた別なもので契約締結についてという話も出ておりましたので、その辺も含めて今回記載をさせていただいたといった状況でございます。

景山委員

私も、19ページが気になりまして、実は適正な契約締結については私がお願いしていたんです。しかし、内容が全く違うのです。

私は、陰山組の件があって、下請業者がお金をもらえなくなったわけです。そう

いうことを二度と発生させてはいけないので、元請との契約の時にそういうことがおこらないような契約方法を考えて導入して下さいとお願いしたのです。

私も、これを見て、なぜ民間同士の話になっているのか、なんかちょっと変だなと思ったわけです。確かにパブリックコメントの中でそういうことがあったのかもかもしれませんが、少なくともこの審議会では、こういった内容の話はされてはいないです。

中井会長

ありがとうございました。

そうしますと、景山委員としては、まず6という項目そのものが必要ないということなのか、あるいは具体的な(1)や(2)で記載された文面のところを今お話になった趣旨で全面的に修正していただけるのであれば6という項目は打ち出して構わないのか、そこはどちらなのでしょう。

景山委員

私としては、前にもお願いしましたので、私が述べたような形で載せていただけるのであれば、一番いいと思います。

中井会長

わかりました。

ちょっと参考意見の取扱いのところについては、最終答申に当たっての枠組みの点で非常に大きく関わってきますので、私と事務局とのやり取りでは、「別の検討組織があるので」という配慮から、このようにしたのですが、もし皆様方のご意見の多数が、「それは、やっぱり本文に位置づけて記載すべきである」という意見であれば、これはあくまで審議会で審議した内容の答申を知事に提出するということですので、皆さん方のご意見がそういう方向で強いということであれば、もう一度全体の組み直しを含めた検討をさせていただきたいと思いますが、この件に関して、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

芥川委員

今の議論をお聞きしておりますと、削除されたというものが載っているというところを探したのですが、景山委員がおっしゃったのがパブリックコメント対応表の15、16ページのアからコまでの内容かと思います。これが前回のとりまとめには入っていたけれど、今回は削除された部分かと思います。

今の議論で気になりましたのが、実はこの内容が私たちが議論したところのどこに関連してくるかという、たぶん、これは計算の仕方にも関係してくるかと思うのですが、答申素案の12ページの「(3) 経営力強化のために」の②金融支援があるかと思います。ここで何が問題になるかという、受注価格というものがかなり下がってしまって利益が出ないので、利益が出ないところには金融支援を受けにくいという問題があるかと思います。我々の委員には、それぞれ担当のところそれぞれの専門がありますので、その部分を見ていくと、どこに公共工事の受注環境の問題点というものが、単純に入札の問題ではなくて、それが及ぼす建設業への影響ということを考えて記載をしていかないと、また別分野を作るような形になってしまうので、その点、景山委員はどのように考えておられるか、その影響はどこ

にいれられるとお考えになりますか。

入札制度を変えて欲しいと言うことの根底は何なのかについてどのようにお考えなのかをお伺いしたいのですが。

景山委員

私は、先生のような形で入札制度をどこにというふうに考えたことはないのですが、単純に言ったらば、皆さんから出た意見がアからコなのですが、この中に例えば入札制度に関わる問題があるにせよ、これは行政とひとくくりで考えれば、行政に対する役割を求めているわけですから、それは構わないのではないかと、私は言ったわけです。

ですから、入札制度がどうのこうのということではありません。

確かに、パブリックコメントの対応表を見ますと後ろの方に参考意見としてまとめてますよということが初めてわかったのですが、事前に読んでこなくて申し訳ないのですが、ただ、両方読みましたが微妙に違うんです。似ている部分は確かにあります。しかし、微妙に違う部分もある。そういったことで、私は中間とりまとめには両方出っていたので、片方は削除されたと思ってしまったわけです。

中井会長

そうしますと景山委員のご意見としては、あまり入札の意見に踏み込んだことがあっても、それは行政の果たすべき役割についてのまとめとしてひとくくりで…。

景山委員

ひとくくりといいますか、入札制度も単価の見直しも、業者さんから見れば行政側なんです。行政の果たす役割の中に十分入っていると私は思っていますし、その要望であると思っています。

中井会長

だからその部分に繋がるし、敢えて別立てにして参考意見というような扱いにしなくてもいいのではないかというご意見ですね。

景山委員

そうです。

中井会長

先ほど冒頭にご発言のあった、記載がカットされている部分というのは、一応17ページ以下のところでフォローされているという理解でよろしいのでしょうか。

景山委員

いや、そうではなくて、対応表を見ますと最後の方に参考意見としてまとめましたと先ほどもご説明があったのですが、私はまとめたものも両方見っていますが、イコールではありません。

中井会長

微妙に違うと言うことですね。わかりました。

個々の細かい点は別として、参考意見の取扱いの部分について、少しここでの考え方をはっきりさせた上で、個別のところに入っていった方がいいと思いますので、いかがでしょうか、他の委員からもご発言いただくとありがたいのですが。

景山委員の主張としては、そもそも行政の果たすべき役割の中にそういう入札の

問題なども、この審議会で議論してきた内容なので、敢えてそれを別立て扱いで、なおかつ、参考意見というような形にしなくても、審議会の意見として、それを行政側がどう受け止めるかは別として、別扱いにしなくても本文に是非書き込んでいただきたいというようなご意見かと思いますが、他の皆様、いかがでしょうか。

事務局は、いかがいたしましょうか。ここでそういう方向で処理をしていいのか、少し検討時間といいますか、そういう場を設けた方がいいのか。

佐藤室長

入札制度等の議論につきましては、非常に重要な問題だと思っておりますので、委員の皆様には、もう少し内容等について、掲載すべきか否かといったことも含めまして、ご審議いただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

中井会長

ということで、他の委員の皆様もご発言いただきたいというようなことかと思いますが、いかがでしょうか。

齋藤(玲)委員

入札制度について審議する委員会は別にあるということではなかったのでしょうか。なおかつ、今、入札制度についてもっと審議してくれと言われると、どちらにするんですかということになりそうな気がするのですが。まして、今になってそうおっしゃられてもということもありますけれども、それはどうなのでしょう。

中井会長

入札の問題をここでさらにということではなくて、景山委員と大槻委員のご意見は、これまで審議会の中で入札の問題も行政の果たすべき役割のひとつの大きなテーマだということで議論してきたという経緯がありますので、それを敢えて県に別の検討組織があるからといって、そこに余り配慮といいますか、遠慮して言わなくても、ここはこの意見として行政の果たすべき役割の中の本論のところに盛り込んでいいのではないかというご意見だと思いますので、ですからそれでいいとお考えが強ければ、それでいいでしょうし、それはまた別のところでやっていることなので、今回の扱いのような参考意見程度に審議会としては届けておいた方がいいのではないかという、どちらかの意見かなという気はするのですが。

平澤政策監

ただいま事務局から、もう少し議論をという発言がありましたが、審議会が始まる前提として、4項目ありましたけれども、その項目についてご審議をいただきたいということで諮問をさせていただいたという経緯がございます。

そういった中で、当然、入札制度の問題も、昨今意見が激しく戦わされておりますので、この場に出てくるであろうということは、私どもも予想していたうえで、この審議会をお願いしたという経緯はございます。

そういった中で、中間とりまとめの段階においては、出た意見をパブリックコメントを求めるといったことでもありますので、一通り全ての項目を出して対応してきたわけではございませんけれども、最終的な答申にまとめていく段階になりまして、やはり4項目というものに通ずるであろうところのものについて当てはめていきました。

入札については、先ほどからお話ありますとおり、総務部の機関でやっているということもありますが、ただ、そういうようなことだけでそれを削除してしまうというようなことについては、当然我々もこれほど貴重なご意見をいただいたものを無下にするわけにはいきませんので、その取扱いにつきましては、ずいぶん頭をひねったわけでございます。

それで諮問させていただいた4項目については、やはりしっかりと項目にあったものについて今回とりまとめをしまして、今、ご議論いただいている入札制度については、やはり何らかの形で皆様のご意見を県の方に答申いただくという形のものにしたいというご意見もおそらく総意として出てくるのかなという思いもあったものですから、取扱いについては参考意見というような表題にはしておりますけれども、この中で審議会の意見として、やはり無下にできないものという言い方も失礼ではありますが、苦渋の取扱いの中で、今回この審議会に付属した意見ですよということで整理をさせていただいたということもお考えいただきたいと思います。

大槻委員

今回の審議委員の中には建設関係のものが何人も入っております。我々は非常に苦しんでおりますので、彼らは生の声をいっていると思うんです。その生の声というのは、実際、我々がやるのではなくて、発注者側で考えてもらわないとできないものがいっぱいあるんです。特に入札制度等監視委員会には、我々のような業者は誰も入っておりません。彼らが決めたことが、いかに我々にとってマイナスになっているか、これが今回の建設業審議会に出ていると思います。

であるならば、やはりこれは、参考意見ではなく、ちゃんと中に入れてやるべきだと私は思います。

芥川委員

私の方としては、同じ事の繰り返しに思われるかもしれませんが、では入札制度が建設業にとって何が問題なのかということを確認にして議論すべきではないかと思います。こういう議論が出てきたときに、問題になっていることが4つ項目の別立てではなくて、そこの中に入ってくると思うんです。

例えば、私が先ほど申し上げたのは、経営力強化のためにということで建設業の方ががんばっていらっしゃるわけですがけれども、そのがんばりが入札制度とうまくかみ合っていないから、うまく伝わらない、あるいは、経営強化に繋がらないから、その点については、行政としてやって欲しいという言い方であれば、私としては一般の方々に対しての説得力があると思うんです。

確かに、建設関係の方が委員の中に入っているからといって、生の声を伝えるということは重要だと思うのですが、単純に苦しいというだけではなくて、それがどういって苦しい、そのためにはどうしたらよいかということ考えた上で載せるということはどうかなというのが私の意見で、先ほど景山委員にお聞きしたのは、「実際にそのシステムがこここのところに影響していて、例えば、受注の見通しが立たないから、経営計画が立てられない、だから自分のところ、実力ある業者が取れるようなシステム作りを行政側にしたい」という形で、その上で、「その中の問題点としてこういうものがあります」と議論するのであれば、ここの中に織り

込むことが可能ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

景山委員

私もきちんとお答えできるかどうかかわからないのですが、確かに、今、建設業が非常に混迷している、決算書を見ても儲からない企業がほとんどになってきている。その原因の中には、やはりここに書いてあるとおりなのですが、公共事業が少なくなってきているということが一番なのですが、その次くらいに、入札制度の改革がありまして、一般競争入札が導入されたのが大きいわけです。今までは指名競争入札でしたから、一定地域の仕事が発生しますと、談合とはいいませんが、だいたいの感じとして、取れるかもしれないというものがあつたわけです。

ところが今は、50社ですよ。50社集まらないうちはやらないと。正確にはわかりませんが、そういうことだと思いますが、実は会津の小さな町であっても、50社集めなければならないので、郡山とか他の地域の集めて50社にするわけです。そうしますと芥川先生がおっしゃったように、工事を取れるかどうかかわからないんです。

今年一年、銀行に行きますと、どれくらい受注できますかといわれても、全然答えられないですね。つまり、入札制度改革は公平性とか競争性ということでやられていますから、その考え方もわかります。しかし結果として、そういったことで業者の将来の計画が立たない状況を引き起こしているといったらおかしいかもしれませんが、そういう状況になっていると思います。

中井会長

他の委員の方いかがでしょうか。

なかなか発言しづらい雰囲気があるのかもしれません。

ちょっとこのところは決着を付けないと、個々の項目について審議するわけにも行きませんので、要するに全体の審議会としての最終答申をどういう形のものにするか、そこの方向付けが大前提でありますので、そこの方向性のようなものが確認することがまず重要で、今は入り口で止まっていると思うのですが。

景山委員

私、2回目だったと思うのですが、この審議会の目的は何でしょうかということでお話しさせていただいたのですが、つまり、今個々に改めて問題が浮かび上がっていると思うのですが、私は、公共事業に携わっている建設業界の方々から、審議会をやってくれといわれているわけですよ。ですから出発点はそこでして、今混迷している建設業界の中で、まじめにきちんとやって将来を考えてがんばっている地域の事業者があるはずなんです。そういった方達のために何を支援できるのかというのが本来の目的であつたはずなんです。それが本当の目的だと私は思います。そこから考えますと、これを読んでも、そういったものが余り浮かび上がってこないのです。

むしろ、先ほどから、なぜこだわっているかといいますと、私も大変失礼ですけど、行政に対して、いろいろとお話をさせていただきました。確かに、建設業者も反省しなければいけないんです。しかし、これを読みますと、どちらかという業界の反省や自助努力を促すことは書いてあります。しかし、それをどうやって支援

していくかといった行政のものがほとんどないんです。これではやはり問題だと私は思っています。

ですから、私が前にも言いましたけれども、行政の果たすべき役割というのは、実はこんな最初の1項目ではなくて、最終的に建設業が魅力ある建設業を作るにはどうしたらいいんだというときに、それをバックアップするための行政の支援というふうに、私は考えています。

そういったことで、ちょっと焦点がぼけているのかもしれませんが。

中井会長

景山委員に確認なのですが、行政の果たすべき役割と、今回、別扱いにした入札関係のことですが、逆に言えば、入札関係を本文に戻せれば、行政の果たすべき役割も、もう少し鮮明になってくるという理解をされているということなのでしょうか。

行政の果たすべき役割の議論をずっとやってきていまして、必ずしも入札の話だけではなくて、もう少し多面的な議論をしてきたと思っています。只今のご発言にあったように、入札が別扱いとなったので、全体的な要請の役割が色あせて見えるといわれると、私としてはそれはどうなのかなと思うものですから。

つまり、参考意見の部分が争点なのか、あるいは、そこもあるけれども全般的に行政の果たすべき役割がこれでは不十分なのかという、そのあたりはどちらのご意見なのでしょう。

景山委員

中間のとりまとめの時に読ませていただいて、いや、もっといろんなことを要請しているはずだなということを、実は私も思っておりました。ですから、まだまだあったはずだ、なぜこんなに集約されてしまったのかという思いが、正直ありました。しかし、私が一番重要だと考えたのが、今後のこと、つまり建設業界を皆で支援していこうということが大事だと思って、前は意見を述べなかったんです。ただ、こういう形で、前もってこういう風にしたらどうでしょうかといった話がない中で、答申素案ができてしまうことについては、非常に不満ですね。

中井会長

わかりました。

他の委員の方はいかがでしょうか。

事務局としてはいかがでしょうか。ここの処理ができないと、あまりそれ以外のところに入っても、ちょっと今日の審議はどうかなといった気がするのですが。

平澤政策監

この問題につきましては、私どもとしては、今回のような体裁でお願いできればというのが素直な気持ちでございます。

ご意見をいただいた部分について、本文に入っていないといった形にはなっておりますけれども、議論していただいた部分については、審議会の意見ということで付けさせていただくというふうな形で整理を願えればと考えております。

中井会長

やはり、まだ隔たりがありますので、どういたしましょうか。

まだご発言されていない委員の方から何かあれば。

齋藤(玲)委員

今日は、建設業関係の委員の方があまりご出席されていないわけですが、最終回に近いわけですから、具体的にこういうのを入れたいんだというものを出していただいて、それを審議するということではどうなんでしょうか。

中井会長

表現は別といたしまして、17ページから19ページの部分を本文の適当なところに、つまり、参考意見として述べている主要な主張を、ぜひ参考意見ではなくて答申議会の本論の部分に取り扱って欲しいということだと思っんですね。一部分の表現をどうこうというレベルよりも、そういう主張の扱いを審議会としてどうするかということだと思いますので、微修正で折り合いが付くということではないかなという気がしております。

ですから、参考意見としてあげている一字一句についての御主張ではなくて、参考意見で述べられているような主要な主張なり論点を本論のところできちんとしかるべき箇所に記載するのが、そもそもこの審議会が作られた目的でもあるし、審議会で議論してきた中身ではないかと思っます。そういうご意見だと思っます。

ですから、他の委員の方がそういう意見に賛同されるのか、少し慎重なのか、そのあたりの意見分布をお伺いいただければいいのかなと思っているところなのですが。

藤田委員

受注環境整備のためにということをございますけれども、この中に6項目ほどあるのですが、これは本文に入れられるものと、そのほかのところに割り振るということができないかということなんです、既に取り組んでいる部分もあると思っます。実際、入札制度等については、意見が反映されておりませんから皆さんわからないと思っますが、この辺は県としてこう取り組んでいるというところがわかれば、もっとすっきりするのだと思っのですがいかがでしょうか。

中井会長

只今のご意見は、参考意見で扱っている部分の趣旨を踏まえて、本論のところ、この部分のこの趣旨を含めた記述なり箇所を今回引用しているんだといったあたりを少し説明いただければいかがでしょうかというご意見かと思っますので、事務局の方で、参考意見で述べられている部分がある程度意識したり、あるいは反映して本文のこのあたりでこの趣旨を書いているんだといったものがあれば、少しご紹介していただければありがたいと思っのですが、いかがでしょうか。

佐藤室長

今までこの審議会で審議いただきました内容につきましては、当初諮問いたしました4つの項目について委員の方々から審議していただいた経過がございます。その中で、入札制度等につきましても大きな部分で議論されているという経過がございました。

先ほど景山委員から、県民に対する行政の果たすべき役割というところの内容が多少抜けているのではないかとご意見もございましたが、我々県当局といた

しましては、この審議会ですべてまとめられた答申を受けまして、その後行政として対応すべき点、これは建設業界に対しても、審議会の中からこういった答申を受けたので協力要請なり協議を重ねて改正すべき点をいろいろ政策として実施していくというような考えでありますので、具体的な行政の果たすべき役割は多少希薄ではあるかもしれませんが、皆様方の意見を踏まえてこれから取り組んでいくと行ったところで理解しておりますので、その辺を考えていただければと思っております。

中井会長

ありがとうございます。
他の委員方で少しご発言いただけるとありがたいのですが。

小松委員

お話を伺っていてこういう風に理解したのですが、参考意見とされているところの17ページから19ページの部分というのが、パブリックコメント対応表の15ページの⑥のところから18ページのコのところまでということですね。中間とりまとめの本文からパブリックコメント対応表は取ってきているわけなのですが、このときに行政の果たすべき役割という形で話し合ってきたことであるはずなので、そうだとしますと、前半部分の参考意見ということではなくて、やはり中に入れるべきなのかなという感じはいたします。

それは4項目の中から、では、外れているのかなといえば、私たちが話し合ってきたこと自体が、すでにその時点で、逸れていたのかなといった感じなのですが、いかがでしょうか。

行政の果たすべき役割ということで、入札制度のことであるとか、あらゆる問題が出てきて、この元のパブリックコメント対応表15ページの中間とりまとめにある⑥の公共工事受注環境の問題点ということで一連のことが上がってきたんだろうと思います。だとしますと、こちらの素案の中にある行政の果たすべき役割の中に私は盛り込むべきかなと思います。確かに建設業界とのコミュニケーションの確保であったり、県民の信頼回復であったりといろんなことが書いてあるのですが、確かに本来は自分たちで努力をなささいというところも書いてありつつ、実際に行政が、後、何をなすべきかということは、やはり少し希薄かなという感じは否めないかもしれません。

これを参考意見として入札制度のことを話し合っている部署に配慮した形で、入札制度を参考意見として別枠にしなければいけない事情があるのであれば、それはそれかもしれませんが、ただここに15名集まった中には、やはり先ほどもお話に出ていましたが、委員の中には実際に建設業に携わっている方が相当数いらっしゃるわけですから、これはやはり生の声なんです。だとすると、やはり前半部分にこれまで話し合ってきたこととしてこのまま盛り込んでいくのが自然かなと考えますけれども。

中井会長

ありがとうございます。
まだこの点に関して、ご発言されていない方、是非お願いいたします。

齋藤(幸)委員

今日、ここの委員では、唯一需要者という立場ですが、私は専門的ではないごくごく一般の主婦として、私が絶えず訴えてきたことは、建設業というのは裾野が広くて、就業者といますか、家族持ちの方がたくさんあるからその辺も配慮してと訴えてきたものですから、この中間とりまとめをみて、その辺のことはきちんと入っていると思いますが、ただ全体的に見て、やっぱり答申というのは、靴の底から足を搔いたような感じでしか表せないんだなと思いました。

全体的な意見としては、私はそれを感じてまいりました。ですから、景山委員がおっしゃったような専門的な指摘はできませんが、中間とりまとめを読んで、それを感じました。

中井会長

ありがとうございます。
他の方はいかがでしょうか。

芥川委員

只今、齋藤幸子委員がおっしゃったことは、正直言って、私も感じています。私自身もここに参加させていただいて思っていることは、効果あることをしたいということでした。正直申しますと、ここに上げられていることは、一般的にいわれていることです。ここで景山委員がおっしゃっていることは、その中でもやはり問題の本質は突くべきであろうということが趣旨の根底にあると思います。できれば、私もそういうような形にしたいと思っております、ではどうするかというところでもめている訳です。それぞれの皆さんは、最後どうなるかという立場でものを言い始めるようになってきておまして、その中で、やはり個々の委員として譲れない部分は何なのかということの意義を我々自身が確認するのが一つだと思います。

やはり建設業は、厳しい状況にありますから、その状況は厳しいんだということは答申に盛り込むべきだと思いますし、そこの中の問題点として、これは我々が認識している問題点はこれだということは書くべきではないかなというのが私の意見です。ただその書き方ですが、細かい部分に関しては、なかなか今どうこうということは言えませんけれども、会自体の方針として、やはり厳しい現実に対して、直面したような形の意見を答申として知事にいうかどうかということが、我々委員が決めなければならないところではないかなと私は思っております。

藤田委員

なかなか、悩ましい部分ではございますけれども、新聞報道等によりますと、一般競争入札制度がスタートしてから、指名も取り込んで、県としては工夫して発注されていると私は思っております。ですから、17ページのあたりも、行政の果たすべき役割の中に入れておいてもよろしいのかな、参考意見でなくて本文に入れておいてもよろしいのかなと思っております。

景山委員

私がお話いたしました16ページのAからCですが、項目は多いのですが、皆様、どちらかという一般競争入札についてのお話をされていますけれども、ここが不思議なのですが、私は、そうは捉えていません。そのほかここでの要望という

のは、いろいろあったんです。たまたま一般競争入札がいっぱい載っているだけなんです。例えば、窓口の職員の方等にお願いするとか、いろいろあったんです。載っていないだけです。今度は、それすらもなくなってしまうということに対して、それでいいのかというのが、私の本当のところなんです。

中井会長

そうしますと、必ずしも入札制度にこだわっているのではなくて、いわば行政の窓口対応も含めた行政の果たすべき役割、あるいは改善すべき事項がこれまでいろいろ発言してきているのに、その部分が十分に反映されていないのではないかと、そういうご意見ですね。

それでは、委員の皆様のご意見を個々にお伺いしますと、やはり全体としては、参考部分の扱いになっているところを、本文に反映すべきだというご意見が多数を占めておりますので、なおかつ本日、直接の建設業に携わっている方々が諸般のご事情で欠席されていることもありますので、このまま17ページ以下の部分をこのまま本文に移すかどうかについて、再度検討させていただいて、扱いとしては本文のしかるべきところにしかるべき形で、組み入れ直させていただくというようなことで、また、直した後の文面、構成等については、ご意見をいただくということにいたしまして、本日の委員会では、全体の構成のところでは非常に大きな議論といえますか、意見が出ていますので、会長といたしましては、皆様方のご意見・総意を反映するとすれば、今行ったような形での扱いが審議会としての対応として取るべき方法かなというように思いますので、せつかく事務局の方で今回こういう素案を用意していただきましたが、参考意見の17ページから19ページの部分と、あと景山委員のご発言にありました、まだ汲み尽くされていない部分をもう一度これまでの審議会のやり取りの記録を点検させていただいて、行政の対応の部分に盛り込むような形で処理させていただきたいと思いますが、皆様のご意見がそういった内容が主流のようですので、事務局の方、そのような対応でよろしいでしょうか。

平澤政策監

一つ今会長がおっしゃった景山委員からの入札だけではなくて本来入れるべき中身が抜けているのではないかというお話は大変貴重なご意見ですので、それらをもう一度点検すると共に、こちらの参考意見にした部分についての皆様のご意見等も踏まえまして、後どういった体裁にしたらいいのか、前の方に送り込めるものがあるのか、その中の中心的なものを織り込んでいくのか、その辺は会長と協議させていただきながら、10月開催の前に、委員の皆様方にもお話をさせていただきながら、対応できればと思っております。

中井会長

それでは、今のような形でよろしいでしょうか。

それでは、全体の構成について、今行ったような形で対応させていただきまして、あらためて次回の会議の前に修正したものを事前配布させていただいて、それについてのご意見もお伺いをしたいと思います。

では、本文にもどりまして、先ほどの2ページから5ページまでの、特に赤字の部分が今回手を加えさせていただいたところがございますので、そのあたりを中心

にご質問ご意見をいただければ、いいかと思えます。

5ページまでのところでいかがでしょうか。

(特になし)

よろしいでしょうか。

特になければ、最後に全体を通してのご質問の場を設けたいと思えますので、次に6ページから9ページまでのところ、(3)建設企業の経営強化、(4)魅力ある建設産業の創出、(5)行政の果たすべき役割ですが、(5)は先ほど参考意見の内容を組み入れた形にするということで、大きな手直しが必要となるかと思えますが、とりあえず、素案の原稿でご覧いただければいいかと思えます。

何かあればお願いします。

芥川委員

お願いといえますか、ここで表現されているものが、例えば「大変である」とかすべて訂正的でして、3ページのところもそうなのですが、「厳しいものとなってきている。」という記載があります。実は、参考資料の方で、この会議でも議論をして、どのくらい厳しいかというのは、数値的にわかっているので、その辺のところを概略でも構いませんので、例えば、22ページに出ています、「平成7年度の8,540億円をピークに～している。」といった表現が入っていますので、そういった形で載せていただいた方がよろしいのではないかというふうに思います。数字が後ろに載っていますので、そここのところの代表的な数字を上げて、一番最初にこれだけ厳しいところで議論を初めているんだよという形で載せられた方がいいのではないかと私は思いました。

見方としては、まとまってわかりやすくなっているのですが、実際に生々しさといえますか、状況の厳しさを言うのであれば、数字を引用して載せた方が、失礼な言い方かもしれませんが、答申としての迫力が増すように思いました。

中井会長

一般的な「厳しい」とか「苦しい」といった形容詞ですませるのではなくて、具体的なスポットとなるような数字を示した方が非常に具体的でリアルになるのではないかということですね。

それは、今の3ページの箇所だけではなくて、全体的にということですか。

芥川委員

そうです。

載っているところで新たに作るのではなくて、ぱっと見ておりますと、おそらく、採れる数字が後ろの方にあるはずですので、どここと言うつもりはありませんが、せっかく資料としてこれだけのものを作られたのですから、入れられるものは入れるような形で入れた方が説得力が増すのではないかと思います。

中井会長

余り詳しく書く必要はないので、全体の本文のところ、後ろの参考資料で付けた部分で拾える数字で、加えられるところは、是非全体として具体的な数字で厳し

さを示すような表現をしていただきたいという要望ですね。

これは、事務局の方も大丈夫ですね。後ろの資料で拾えるところで結構ですので。

本文の全体のところで点検していただいて、資料からバックデータが取れるところは、全体として直すと言うことで対応させていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

藤田委員

先ほどもお話しいたしましたが、6ページから7ページの番号ずれについて、お忘れなく訂正いただきたいと思います。

それから、「①経営アドバイザー等への経営相談の利用不足」とあるのですが、パブリックコメント対応表の10ページでは「活用不足」にするのではなかったかと思うのですが。

平澤政策監

パブリックコメントでそのようなご意見もあったのですから多少見直しもしたのですが、これは元に戻したいと思います。

景山委員

「(3) 建設企業の経営強化」の①から⑫までですが、①の「～利用不足」にしても、②の「～自己評価の不足」にしても、答申らしくないというとおかしいのですが、何か課題をただ挙げているにすぎないといった文章になっておりますので、「～活用すべきである。」といったふうに、直してもらえるとよいのかなと感じました。

中井会長

こうだ、こうだとなっている文章を、こうすべきであるといった表現にしたらどうかということですね。

芥川委員

今の件に関連して、重箱の隅をつつくようなことを言って申し訳ないのですが、今、景山委員がご指摘されたところで、私、不思議に思ったのですが、実は4ページのところで、大項目が「2 建設産業の課題・問題点について」となっているんですね。そうしますとここでは、信頼回復をするための問題点ということで上げているわけです。そうしますと、6ページのところで、これは問題点ですので、「～利用不足」と付いていますが、利用の問題点を書いているわけですから、「不足」を取った方がいいのではないかと読みながら思っておりました。

細かい表現の話ではありますが、そうして見ていきますと、⑤ですが、ここは「～の経営体質の改善」となっています。でもこれは内容を読んでいきますと、「～融資を受けにくい状況となっている。」ということであって、改善が書いてあるわけではないのです。状況なのであれば、「～の経営体質の悪化」といった表現の方がむしろ適切な形だと思います。ここではおそらく問題点を列挙している書き方になっていると思いますので、例えば、⑦では「～の弱体化」ということでその具体的な内容としてこういう事が書いてあるというふうになっていますから、失礼な指摘で申し訳ないのですが、大きなタイトルと中身の整合性を取るためには、①から④の「不足」は取った方がいいと思いますし、⑤であれば、「～の経営体質」という

表現で体質がどうなっているかという状況の説明にされた方がいいのではないかと思います。

併せて言いますと、6ページの⑥の「懸念」は、取ってしまっていていいのではないかと、また7ページの⑥についても、「～技術力低下と人材不足に対する懸念」を「～技術力と人材」でいいと思います。

⑦であれば、「営業力の体質」とかでいいと思います。

本当に重箱の隅をつつくようで申し訳ございません。

中井会長

6ページ、7ページのところの見出しの部分ですね。

本文がこのままでいいとすれば、見出しの一部を削除するなどして、すっきりさせた方がいいのではというご指摘ですね。

この点に関して、事務局からお願いいたします。

佐藤室長

4ページですが、大きな2番の「建設産業の課題・問題点について」ということで、いろいろなご意見いただいた中で、不足とか表現につきまして、よりわかるようにということ、問題・課題の部分を強調する形で、整理をさせていただきました。その対応につきましては、3番の項目の中でこうあるべきだというもの整理させていただいておりますので、只今、芥川委員から敢えてそこまでの必要性はないのか、もともと表題の方が「課題・問題点について」となっておりますので、「不足」等を削除した方がいいのではとのご指摘につきまして、事務局の方で検討いたしまして、対応させていただきたいと思います。

中井会長

それでは見出しにつきまして、只今ご指摘を受けて、どういった文言にするのか検討させていただきます。

他に9ページまでのところでいかがでしょうか。

芥川委員

同じようなことを申し上げてすみませんが、8ページ、9ページのところでもあえて不足と付けられたのかもしれませんが、ここも問題・課題点のところなので、8ページの①から④と9ページの⑤は、「～不足」ではなく、同じような対応の方が統一性があるてよろしいのではないかと思います。

中井会長

わかりました。

では、ここも先ほどと同じように8ページ、9ページの見出しについても、6ページ、7ページとの整合性を持たせて欲しいということで、検討していただきたいと思います。

では、最後に全体を振り返らせていただきますので、次に10ページから13ページまででいかがでしょうか。特に赤字の部分が今回の修正箇所ですが。

小松委員

10ページの(1)③のところ赤字になっている「分かりやすい県民への情報提供」ですが、わかりやすいを後ろに持ってきた方が分かりやすいかなと。「県民

への分かりやすい情報提供」の方が、ずっと入ってくるかなと思います。

中井会長 「分かりやすい」が県民に係るのか、情報提供に係るのかということですね。

小松委員 それと13ページ④エのところですが、「ワンデイレスポンス」というのがあるのですが、これは後ろに括弧書きで説明は必要ないのでしょうか。その日に回答するという意に取ったのですが、例えば、「(即日回答)」というような文言を表記したほうが分かりやすいのかなと思います。

中井会長 只今の2点については、よろしいでしょうか。
括弧書きで日本語を表記するということで。

齋藤(玲)委員 勉強不足で分からないのですが、ワンデイレスポンスというのは、即日回答という意味なのでしょうか。

小松委員 私もわからないので、日本語がほしいというのが正直なところなんです。です、どなたが読んでも分かるような表記にすべきかなと思いますので、ある特定の業界に携わっている方だけが分かるのでは、たぶんきちんとした答申という形にはならないのではないかなと思ってもう少し分かりやすくするのであれば、カタカナの後ろに日本語が必要かということにして、私も正直なところ、正確な意味は分かりません。

齋藤(玲)委員 これは、「徹底を図る」と書いてありますから、即日回答の徹底を図る必要があるのかどうか、それに関しては問題だろうと思いました

中井会長 何か契約とかがあるのでしょうか。

平澤政策監 考え方としては、即日回答でいいと思います。
後、全体的に専門用語で分かりづらい箇所については、ご指摘のとおり、下の方の欄外とか、後ろの方に注釈を付けるなどして工夫したいと思います。

中井会長 わかりました。
では、13ページのこの箇所を含めて、専門用語で一般の方が分かりづらいと思われるような部分については、何か括弧で言葉を入れるとか、脚注を入れる等して、工夫をさせていただきたいと思います。

芥川委員 12ページの「②金融支援」の第2段落ですが、ここは非常に問題となったところですが、「～金融機関は対応すべきである。」という表現だけでいいのかなとすごく思ったわけですがけれども、例えば、要望とか要請といった形でできないでしょうか。表現の仕方かもしれませんが、これは一番経営を見ていらっしゃる方が痛切に

感じられていて、これが問題点だと私は認識していたものですから、もう少し強い表現にした方がいいのではないかなと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

これを、県として促すとか、団体として促すような行動をすべきであるとか、そういうような形にしたほうがいいのではないかと思ったのですが。

中井会長 「対応すべきである。」では、表現としてちょっと弱いということですか。

芥川委員 そのように私は感じました。

藤田委員 補足ですが、私もここは言いたかったのですが、ここは厳しい表現といたしますか、答申の中では、ちょっと問題があるのではないかと思っています。

政府系金融機関の方では、セーフティネット貸付制度で業界支援しております。県の保証協会については、セーフティネット保証という対応をして、建設業界を支援しております。

ですから、いきなり公文書でこう出されてしまうと、金融機関もちょっと大変だなといった感じが受けましたので、この辺ちょっと表現を変えていただければよろしいのかなと思っています。

非常に厳しい状況ではございますけれども、金融機関なりにやっぱり対応はしていると思いますので、よろしく願いいたします。

中井会長 そうしますと、芥川委員はもっと強く、藤田委員はこれではちょっと強すぎるのではないか、もう少しソフトにといいということ、同じ論点でそれぞれの立場で意見が意見が違いますが、金融機関はそれなりに努力をしているので、ここで対応すべきというのはきつすぎるのではないかというご意見なのですが、実際に建設業界の方はいかがなんでしょうか。

大槻委員 業界の立場からいえば、しっかり対応していただけていないので、やってもらえれば非常にありがたいです。

中井会長 2対1ということではないのですが、少し強めの方でいいのでしょうか。あるいは、表現に十分配慮して、真意としては、もう少しきちんと対応できるようなことなんでしょうか。どういう表現をするかを含めて、少し検討させていただきたいと思いますが。

芥川委員 これは、我々の立場でいっていいものなんでしょうか。それも少し疑問なのですが。

景山委員 審議会としての意見であって、検討会ではないですからね。審議会だから、こういう事を望むというのはいいと思うのですが。

齋藤(玲)委員 配慮すべきであるというのは、やはり、きつすぎないかと思うのですが、努力するとか、そういった言葉に置き換えた方がよろしいのでは。

芥川委員 要請を求めるとかですか。

齋藤(玲)委員 誰が要請を求めるのですか。建設業界がですか。

芥川委員 そうしますと、我々がということですか。
答申の主語というのは、我々なのでしょうか。

齋藤(玲)委員 地方銀行にしても、信用金庫にしても営利企業ですから、やるべきであるといつて、ではあなた責任採れるのですかといわれれば、それはできませんから。

景山委員 適切な対応を期待するとか、柔軟な対応をして欲しいといったそんな表現にするしかないのではないのでしょうか。

中井会長 それでは、只今出ましたいくつかの意見を参考にして、引き取らせていただいて、検討したいと思います。
他に何かございますでしょうか。
よろしければ、次に、最後になります。14ページから16ページのところで、いかがでしょうか。

芥川委員 勉強不足で申し訳ございませんが、14ページの「⑩建設業育成資金貸付の維持」ですが、「福島県建設業協同組合への資金の貸付を継続する必要がある。」とありますが、これは暫定的な制度なんですか。

中井会長 事実確認だと思いの、事務局からお願いします。

相原主任 現在、下請セーフティネットという制度がございまして、その制度の一環として、福島県建設業協同組合が組合員となっている建設業者等に融資をしているという状況がありますけれども、私ども、毎年1億円を建設業協同組合に無償貸付しておりまして、組合が東邦銀行に預託した資金1億円の5倍以上について、預託を受けた銀行が福島県建設業協同組合に融資をするということで、組合員になっている方について融資枠を広げているという状況でございまして、今のところ毎年継続してやっております。

中井会長 芥川委員、よろしいでしょうか。
他に何かございますか。

芥川委員 また、重箱の隅をつつくようで申し訳ございませんが、16ページの「⑦IT導

入に向けた普及促進」の一番最後の部分ですが、「～の拡大が期待できること。」とあるのですが、「～期待できる。」ではないかと思うのですが。

齋藤(玲)委員　これは、「こと」の後に句読点が付いて、その後に本当は文書が続くのではないのですか。

中井会長　語尾の確認なんです、事務局いかがでしょうか。

相原主任　特に文章が抜けているわけではありませんので、「～できる。」で検討させていただきます。

中井会長　他にございますでしょうか。

特になければ、全体を通して、最初から16ページまでのところで、何かあればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

小松委員　細かいことですが、4ページの第1パラグラフの2～4行目が1文字左にずれていて、文中中程に1文字空欄があります。それから、14ページで「⑧新分野進出への継続的な支援」の下から2行目ですが、「建設業産界振興」の部分ですが、「建設産業界」としたかったのか「建設業界」だけにしたかったのか、どれかだと思いますが、誤植だと思います。

中井会長　ここも確認していただいて、適切な表現に直すということで、引き取らせていただきます。

他にいかがでしょうか。

景山委員　質問なんです、これは答申案ができましたら、何か文章を付けて、知事宛に答申されるのでしょうか。

中井会長　文章というのは、鏡のことですか。

趣旨としては、鏡を付けるのであれば、何か書いて欲しいというご要望でしょうか。

景山委員　はい。

といいますのは、答申案はだいたいできあがったのですが、私はこの答申案でもって、何か変化が起きて欲しいと思っているのですが、なかなか難しいのかなと。私たちも、審議会委員として参加しながら、これはという解決策を出せていないのです。ここで私たちの仕事は終わりなのですが、私が一つだけ望んでいることは、やはり建設業界の方々と行政の方々が定期的に話し合いをもつ場を作っていただきたいということ、ずっと思っていました。

ですから、文章を付けるのであれば、そういったことを織り込んでいただきたい

と前から考えておりました。難しいのかもしれませんが。

中井会長

それは鏡の文章がいいのか、本文に入れられるのであれば、「行政の果たすべき役割」ですとか、しかるべきところに入れればいいのか。

景山委員

私が望んでいるのは、中の項目ではなくて、特に審議会として、この内容の他にも一番重要なこととして、こういうことを考えていますよといった形で出していたきたいなというのがというのが本音なのです。

中井会長

審議会の諮問事項とは別扱いで、いわば、そこだけの特出ししてアピールして欲しいということですね。

景山委員

建設業界のあり方についてということで審議しているわけですが、解決策がはっきり言って見いだせない状況になっているし、そういう意味では大変失礼なのですが、中途半端な形になっていると思います。ここで終わってしまうと、今までの議論も何にもならないので、是非、業界の方々と県の方々が定期的に会話とか協議とかしていただいて、お互いの意見を交換しながら、建設業界を支援していくんだという機関を残したいとずっと思っていたのです。

そういったことで、何とか出せないのかということなのです。

平澤政策監

資料はお読みいただいているかと思いますが、11ページの(2)③には、入っていることをおわかりの上で、お話をいただいていると思いますが、この表書きには、知事に対して、会長名で「とりまとめたので答申します。」という形になります。

ただ、今お話しいただいたことは、昨年度から、審議会でも再三議論されていたものですから、本庁及び出先機関において、建設業協会とか設計関係の団体さんと、4月からお話をさせていただいておりますし、今年も出先機関では5月から7月にかけて、話し合いを持たせていただいております。本庁でも、昨年度、建産連の皆様とやっておりますし、先だって、9月に建設業協会の幹部の方に本庁においていただきまして、ここに座っている県の部長を初め次長の者と意見交換しておりますので、景山委員のご指摘にある考えは十分に反映されているのかなと私どもは受け取っておりますので、その辺御理解いただきたいと思います。

景山委員

載っているのは分かっていた上での話なのですが、といいますのは、渡部委員がよくおっしゃっていたのですが、つまり何を一生懸命がんばればいいのか分からない、ぜひそこを教えて欲しいということなんです。大変失礼ですけど、これだけ難しい問題ですから、県の方々も、ここをこうやればいんだよというのは、見つかるはずがないと思うんです。そういった中で、本当に両者が議論の場を持つことによって、少しずつ見えてくるのかなと。後は、建設業界でも、土木関係をやられている方、民間をやられている方、いろいろです。そういったところも、部会のよ

うな形を作って、事業にあったような形で対応していただくと非常にいいかなと思ったものですから。そういったことを十分尽くされているということなので、そういうことであれば、敢えてそれ以上は望みません。

中井会長

ありがとうございました。

他に全体を通して、いかがでしょうか。

特になければ、参考意見につきましては、本日冒頭でやり取りをしましたが、ここは、今日文言をいじっても、また大きく変わる可能性がありますので、先ほど確認しましたように、本文に移動しまして、どういう形でこの部分が本文に生かすかにつきましては、事務局の方で少し検討させていただくということで、本文に入ったところでご意見いただくということにいたしまして、最後、資料の扱いですが、これも答申の一部分を構成しております、これまでの会議で本文の中でデータの示してきた部分を今回最終とりまとめの段階で別立てにして資料として添付したいということでございます。

この資料の扱いについて、あるいは表現等について、全体を通してですが、何かご質問とかご意見があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほど芥川委員から、ここの数字で拾える部分があれば、本文に反映させて欲しいという点については、そのような形で対応をさせていただきたいと思います。

21ページから30ページまでの部分でいかがでしょうか。

(特になし)

中井会長

よろしいでしょうか。

それでは、答申素案についての審議は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、先ほど、参考資料の扱いを本文に組み入れた形で委員の皆様全員に郵送で資料を配付していただいて、それにつきましては、文書でという形にはなりますが、ご意見を返していただいて、最後、最終的なとりまとめの第7回の会議の開催ということになるかと思いますが、時間的には、どれぐらい見ておけばよろしいでしょうか。

齋藤(幸)委員

手元にスケジュール調整のためのペーパーがありますが、この範囲内(10月14日~31日)で調整されるということでしょうか。

中井会長

スケジュール案の範囲内で第7回が開催できるということによろしいですか。つまり、修正案を作って、委員の皆様へ送って、文書で意見をもらって、また直してと、結構往復の作業があるものですから、それは大丈夫ですか。スケジュール調整のための確認資料の範囲内で開催できるということで、事務局の方で対応可能でしょうか。

佐藤室長

内部調整もございますので、はっきりとした日にち等につきましてはお話しでき

ませんが、本日皆様のお手元にお渡ししております来月の予定表に皆様のご都合をご記載いただきまして、次回開催日を最終ということで、手続きを進めていきたいと考えております。

中井会長

わかりました。

それでは、本日ご意見いただいた点、まず、大きな全体の構成の点で参考資料扱いの部分につきましては、今日冒頭のところで皆様のご意見の多数が参考意見ではなくて、答申本文にこの部分を盛り込むべきである、ただし、記載の方法ですとか、盛り込む箇所につきましては、会長と事務局で少し相談させていただいて、修正文を作成して、改めて皆様方に文書でお諮りをして、回答をいただくという作業を入れさせていただきます。

それ以外の本文でいただいた字句修正等に関する部分につきましては、事務局の方でその方向で修正する形で対応させていただきたいと思えます。

それでは、本日の議題の答申素案については、以上の審議とさせていただきたいと思えます。

続きまして、その他に入りますが、委員の皆様方で何かございますでしょうか。

(特になし)

それでは、以上をもちまして、第6回の審議会を終了させていただきます。
長時間に渡り、活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。